

議員提出第二号議案

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話は、ろう者にとって日常生活及び社会生活を営む上で重要な独自の言語であることから、ろう者の手話の習得の機会の拡大並びに手話文化の継承及び発展を図ることは、全ての人が平等に安心して暮らせる社会を実現させるためには欠かせない。

そこで、本県では、手話が独自の言語であり、ろう者にとって思考、感情及びコミュニケーションの基盤として必要不可欠であるとともに、ろう者が健全で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下、障がいのある人となない人が相互に人格と個性を尊重し、歩み寄りながら共生する社会を実現するため、「大分県手話言語条例」を令和三年三月に制定したところであり、国においても早期の法整備が望まれる。

よって、国会及び政府におかれては、ろう者が安心して暮らせる社会を実現させるため、次の事項について措置を講じるよう強く求める。

- 一 手話の習得及び手話文化の保存に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話の習得等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。
 - 二 国民の間に広く手話についての関心と理解を深めるようにするため、「手話の日」を設け、国及び地方公共団体は、「手話の日」には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。
 - 三 国及び地方公共団体は、ろう児の乳幼児期からの第一言語としての手話の獲得に関するろう児並びに保護者及び家族に対する必要な情報の提供、第一言語としての手話の獲得に関するろう児に対する支援をはじめ、必要な施策を講ずるものとする。
 - 四 国及び地方公共団体は、音声言語を習得した後に聴覚の障がいのため音声言語により意思疎通を図ること等に支障が生じた者に対し、手話の習得の機会の提供その他の手話の習得を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
 - 五 国及び地方公共団体は、特別支援学校において手話を習得する機会が十分に確保されるようにするため、ろう者である教職員の養成その他の手話の能力を有する教職員の充実に関し必要な施策を講ずるものとする。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年三月二十五日

大分県議会議長 御手洗 吉生

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

細田博之殿
山東昭子殿
岸田文雄殿
末松信介殿
後藤茂之殿